

3 第一項の場合には、甲工場財團の工場財團目録に、乙工場財團の工場財團目録を分離した旨を記録しなければならない。
4 法第四十二条ノ六第四項の登記官を明らかにする措置は、登記記録に登記官の識別番号を記録する措置とする。
第三十条 登記官は、法第四十二条ノ六第四項の規定により所有権に関する事項を転写する場合において、甲工場財團を組成する二以上の工場の所有者が異なるときは、乙工場財團の登記記録に、甲工場財團の登記記録のうち乙工場財團を組成する工場の所有者に関する事項を転写し、分割の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。
2 登記官は、前項の場合には、甲工場財團の登記記録に、その旨を当該所有権の登記について付記登記によつて記録し、かつ、甲工場財團を組成する工場の所有者以外の所有者に関する事項を抹消する記号を記録しなければならない。
（工場財團の分割の場合における登記記録等の移送）
第三十一条 甲工場財團を分割してその一部を乙工場財團とする分割の登記をする場合において、乙工場財團を組成する工場が申請を受けた登記所の管轄区域内にないこととなつたときは、登記官は、分割の登記をした後、遅滞なく、乙工場財團を管轄する登記所に乙工場財團に関する登記記録及び工場財團登記簿の附屬書類（電磁的記録による登記されている工場財團登記簿の附屬書類を含む。次条第二項において同じ。）又はその謄本並びに工場財團目録を移送するものとする。
（合併をしようとする工場財團が二以上の登記所の管轄区域内にある場合）
第三十二条 合併をしようとする工場財團が二以上上の登記所の管轄区域内にある場合において、合併の登記の申請があつたときは、当該申請を受けた登記所の登記官は、当該工場財團を管轄する他の登記所にその旨を通知しなければならない。
2 前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、合併をする工場財團に関する登記記録及び工場財團登記簿の附屬書類又はその謄本並びに工場財團目録を管轄登記所に移送するものとしない。

第三十三条 登記官は、法第四十二条ノ七第一項の場合において乙工場財團についての抵当権の登記の全部が抹消されているときは、甲工場財團の登記記録の表題部に、その旨及びその年月日を記録しなければならない。
2 不動産登記規則第七百七十三条第一項の規定は、法第四十二条ノ七第一項の場合における甲工場財團の登記記録について準用する。
3 登記官は、法第四十二条ノ七第二項の規定により甲工場財團の工場財團目録及び乙工場財團の工場財團目録を合併後の工場財團の工場財團目録とするときは、各工場財團目録に、合併により合併後の工場財團目録とした旨、申請の受付の年月日及び受付番号、合併後の登記番号並びに合併前の登記番号を抹消する記号を記録しなければならない。
4 登記官は、前項の場合には、乙工場財團に属した工場の工場図面に、登記番号及び合併前の登記番号を抹消する記号を記録しなければならない。
5 法第四十二条ノ七第四項の登記官を明らかにする措置は、登記記録に登記官の識別番号を記録する措置とする。

第三十四条 工場財團目録の記録の変更の登記を申請する場合において、工場図面に変更があるときは、変更後の工場図面との申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。
第二条 改正後の工場抵当登記規則（以下「新令」という。）の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の工場抵当登記取扱手続（以下「旧令」という。）の規定により生じた効力を妨げない。
第三十九条 工場に属する土地又は建物の登記記録について登記事項証明書の交付の請求をする場合は、不動産登記規則第九百九十三条第一項各号に掲げる事項のほか、当該証明を求める旨も請求情報の内容としなければならない。
（登記事項証明書の作成及び交付）
第四十条 工場に属する土地又は建物の登記記録について作成する登記事項証明書のうち法第三条第二項の目録に係る部分は、別記第一号様式によるものとする。
2 工場財團の登記記録について作成する登記事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登記記録に記録した事項の一部についての登記事項証明書については適宜の様式によるものとする。

第三十五条 登記官は、法第四十八条第一項の規定により工場財團が消滅した旨を記録するときは、当該工場図面に、申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。
第三十六条 工場財團目録及び工場図面は、工場財團の登記記録を閉鎖した日から二十年間保存しなければならない。（保存期間）
第三十七条 登記所には、工場図面つづり込み帳を備えるものとする。
第三十八条 不動産登記法第二十一条本文の規定により登記識別情報をおこなうときは、同一の登記所において乙工場財團についての抵当権の登記の全部が抹消されているときは、甲工場財團の登記記録の表題部に、その旨及びその年月日を記録しなければならない。
第三十九条 工場に属する土地又は建物の登記記録について登記事項証明書の交付の請求をする場合は、不動産登記規則第九百九十三条第一項各号に掲げる事項のほか、当該証明を求める旨も請求情報の内容としなければならない。
（登記事項証明書の作成及び交付）
第四十条 工場に属する土地又は建物の登記記録について作成する登記事項証明書のうち法第三条第二項の目録に係る部分は、別記第一号様式によるものとする。
2 工場財團の登記記録について作成する登記事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登記記録に記録した事項の一部についての登記事項証明書については適宜の様式によるものとする。
（未指定事務に係る旧登記簿）
第三条 新令第五条及び第四十条の規定は、不動産登記法附則第三条第一項の規定による指定（同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。以下「第三条指定」という。）を受けた事務について、その第三条指定の日から適用する。
2 第三条指定がされるまでの間は、第三条指定を受けない事務（不動産登記規則附則第三条第一項ただし書に規定する登記簿に関する事務を含む。）に係る旧登記簿（不動産登記法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第七条第二項の規定に定められた事務）といふ。第七条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法施行による改正前の法第十九条に規定する工場財團登記簿をいい、不動産登記法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十四条ノ二第一項に規定する閉鎖登記簿（工場財團登記簿に係る

部分に限る。) を含む。(以下同じ。) について
は、旧令第一條から第三条ノ六まで、第十六條の規定
。(旧令第二十六條において準用する場合を含む
。) 第十九条ノ七及び第二十八条の規定は、な
おその効力を有する。この場合において、旧令
第三条中「不動産登記法施行細則第五十二条」
とあるのは「不動産登記規則(平成十七年法務
省令第十八号)附則第四条第二項ノ規定ニ依
仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル不動産登記
法施行細則(明治三十二年司法省令第十一号)
以下「旧細則」と称ス)第五十二条」と、旧令
第三条ノ六第二項中「不動産登記法施行細則第
七条第二項及第三項」とあるのは「不動産登記
規則附則第四条第二項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力
ヲ有スルモノトサレタル旧細則第七条第二項及
第三項」とする。

3 第三条指定がされるまでの間における前項の
事務についての新令の適用については、新令本
則中「登記記録」とあるのは、「登記用紙」と
する。

4 第三条指定を受けていない事務において登記
用紙に記録された事項を抹消する記号を記録す
るには、当該事項を朱抹するものとする。

5 第三条指定を受けない事務において登記
用紙に登記官の識別番号を記録するには、登記
用紙に登記官が登記官印を押印するものとす
る。

(第三条指定を受けている登記所からの移送)

第四条 不動産登記規則附則第七条第一項及び第
三項の規定は工場の所在地が当該工場に属する
土地又は建物の登記に係る事務について第三条
指定を受けている申登記所の管轄から当該事務
について第三条指定を受けていない乙登記所の
管轄に転属した場合における法第三条第二項の
目録の移送及び作成について、不動産登記規則
附則第七条の規定は工場の所在地が当該工場に
係る工場財團に係る事務について第三条指定を
受けている甲登記所の管轄から当該事務につい
て第三条指定を受けていない乙登記所の管轄に
転属した場合について、それぞれ準用する。
(第三条指定を受けていない登記所からの移送)

第五条 不動産登記規則附則第八条第一項及び第
三項の規定は工場の所在地が当該工場に属する
土地又は建物の登記に係る事務について第三条
指定を受けていない甲登記所の管轄から当該事
務について第三条指定を受けている乙登記所の
管轄に転属した場合における法第三条第二項の

目録の移送及び作成について、不動産登記規則附則第八条の規定は工場の所在地が当該工場に係る工場財団に係る事務について第三条指定を受けない甲登記所の管轄から当該事務について第三条指定を受けている乙登記所の管轄に転属した場合について、それぞれ準用する。

(工場財団目録等の経過措置)

第六条 工場財団目録に関する事務について第三条指定を受けていない登記所（以下「工場財団目録未指定登記所」という。）においては、工場財団目録つづり込み帳を備える。

第二項 工場財団目録未指定登記所において電子申請により工場財団目録に記録すべき情報が提供されたときは、登記官は、書面で工場財団目録を作成しなければならない。

第三項 前項の規定による工場財団目録は、第一項の工場財団目録つづり込み帳につづり込むものとする。

第四項 工場財団目録未指定登記所において書面申請により工場財団目録に記録すべき情報を記載した書面が提出されたときは、当該書面は、法第二十一条第二項の工場財団目録とみなす。この場合には、当該書面は、不動産登記規則第十九条の規定にかかわらず、第一項の工場財団目録つづり込み帳につづり込むものとする。

第五項 旧令第十六条の規定は、工場財団目録未指定登記所の工場財団目録について、なおその効力を有する。

第六項 第一項から第四項までの規定は、法第三条第二項の目録に関する事務について準用する。この場合において、これらの規定中「工場財団目録」とあるのは、「法第三条第二項の目録」とあるのは、「法第三条第二項の目録」とみなす。

第七条 この省令の施行の際、現に登記所に備え付けてある工場財団目録は、法第二十一条第一項の工場財団目録とみなす。

第八条 この省令の施行の際、現に登記所に備え付けてある整備法第六条の規定による改正前の工場抵当法第三条の目録は、法第三条第二項の目録とみなす。

(工場財団目録等の改製)

第九条 工場財団の登記の事務について不動産登記法附則第六条の指定（以下「第六条指定」とい

いう。)を受けていない登記所の登記手続に係る登記の申請をする場合における不動産登記規則附則第十五条第二項の適用については、同項中「不動産所在事項」とあるのは、「工場の名称及び位置、主たる営業所及び営業の種類」である。

3 旧令第二十条ノ二第四項の規定は、第六条指定がされるまでの間は、第六条指定を受けない登記手続について、なおその効力を有する。この場合において、同項中「申請書ノ副本」とあるのは、「不動産登記規則附則第十五条第二項ノ規定ニ依リ提出セラレタル書面」とする。

2 1 第六条指定がされるまでの間、各登記所の登記手続についての新令の規定の適用については、新令第三十八条中「不動産登記法第二十一条本文」とあるのは、「不動産登記法附則第六条本文」の規定により読み替えて適用される同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第二十一条本文」と、「登記識別情報を通知するときは不動産登記規則第百八十二条第一項の規定により登記が完了した旨を通知する」と、「登記証を交付する」と、「登記番号も通知する」とあるのは、「登記番号も通知する」とあるのは、「これに登記番号も記載する」とする。

第一条 民法の一部改正に伴う経過措置

第十条 民法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四十七号）の施行の日の前日までの間ににおける新令第二十六条第二号及び第四号の規定の適用については、「第三百九十八条の十六」とあるのは、「第三百九十八条ノ十六」とする。

附 則（平成一七年四月二〇日法務省令）

第六三号

1 この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の企業担保登記規則、不動産等の管轄登記所の指定に関する省令、独立行政法人総合資源機構法による不動産登記の手続に関する省令、工場抵当登記規則、立木登記規則、船舶登記規則、農業用動産抵当登記規則、建設機械登記規則並びに不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令の規定は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の施行の日（平成十七年三月七日）から適用する。

附 則（平成一七年一月一日法務省令）

令第一〇六号

抄
（施行期日）

第一条 この省令は、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十五日法務省令）
第五号抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別記第一号（第三条及び第四十条第一項関係）

表紙

工場抵当法第三条第二項の機械器具等の目録

抵当権者 株式会社 何某
 代表取締役 何某
 抵当権設定者 株式会社 何某
 代表取締役 何某

何市何町何番地 家屋番号何番の建物（又は何町何番の土地）						
種類	構造	個数又は延長	製造者氏名又は名称	製造年月	記号番号	予備

別記第二号（第二十五条第一項及び第四十条第二項関係）

工場の名称	受付 平成年月日 第号		
	登記番号		
工場財団目録			
何工場	所有者 株式会社 何某 代表取締役 何某		

土地の部		
所在	地番	予備

建物の部		
所在	家屋番号	予備

工 作 物 (建 物 を 除 く) の 部				
所 在	種 類	構 造	面 積 又 は 延 長	予 備

機 械・器 具 等 の 部						
種 類	構 造	個 数 又 は 延 長	製 造 者 の 氏 名 又 は 名 称	製 造 年 月	記 号 番 号	配 置 図 番 号

(注) 配置図番号欄には、当該機械等の配置を表すため工場図面に付した番号を記載すること。

登 記 船 舶 の 部					
船 名	種 類	船 籍 港	船 質	総 ト ン 数	予 備

登 記 小 型 船 舶 の 部				
船 舶 番 号	種 類	船 籍 港	船 舶 の 長 さ , 幅 及 び 深 さ	総 ト ン 数

地 上 権 の 部			
所 在 地 番	順 位 番 号	予 備	

賃 借 権 の 部			
賃借物の表示	順 位 番 号	その 他	予 備

工 業 所 有 権 の 部					
種 類	名 称	番 号	登 録 年 月 日	そ の 他	予 備

登 録 自 動 车 の 部						
車 名	型 式	車 台 番 号	原 動 機 の 型 式	登 録 番 号	使 用 の 本 地 の 位 置	予 備

ダム使用権の部				
設定番号	位置及び名称	設定目的	水位及び量	予備

別記第三号（第四十条第二項第一号関係）

別記第三号（第四十条第二項第一号関係） 【表題部】（財田表示）		国製	登記番号

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【原位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】

【権利部（乙区）】（所有権以外の権利に関する事項）				
【原位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】